

札幌市長 様

令和 ○ 年度

役務名 ○○○○……………業務

令和 ○ 年 □ 月分 報告書

受託者 ○○……………株式会社

社判

様式1

点検・整備総括表

機場名 _____

記録年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

業務責任者 _____

作業分類	点検 (月)		管理運転	<input type="checkbox"/> 実施		名称 (番号)	形式	口径	設置年月日																	
				<input type="checkbox"/> 未実施																						
作業期間	開始	令和 年 月 日 時 分		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主要機器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						主要機器																
	主要機器																									
終了	令和 年 月 日 時 分																									
作業内容				燃料貯留量		燃料貯油槽 (ℓ) (槽容量) (ℓ)																				
						燃料小出槽 (ℓ) (槽容量) (ℓ)																				
				積算電気量 (メータ読み)		動力用 (今月) (kwh) (前月) (kwh)																				
						電灯用 (今月) (kwh) (前月) (kwh)																				
				作業責任者																						
				立会者																						
作業員																										
所見	【概況】			【改善された項目】 (部品等の交換を含む)																						
	【新たな不具合】																									

様式2

点検・整備詳細記録表

機場名 _____

記録年月日 令和 年 月 日

点検結果の評価基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは清掃にて対応できる。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある（調整、給油、塗装などが必要。）。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（取替、更新、整備）が必要である。

※不具合・故障等の復旧を確認した場合、処置結果にその旨を記載すること（評価は○とする。）。

設備区分	機器名	写真番号	評価	内容状況	処置結果

様式3

運転記録表 (1)

機場名 _____ 記録年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (天候 _____) (外気温度 _____ °C) (室内温度 _____ °C)

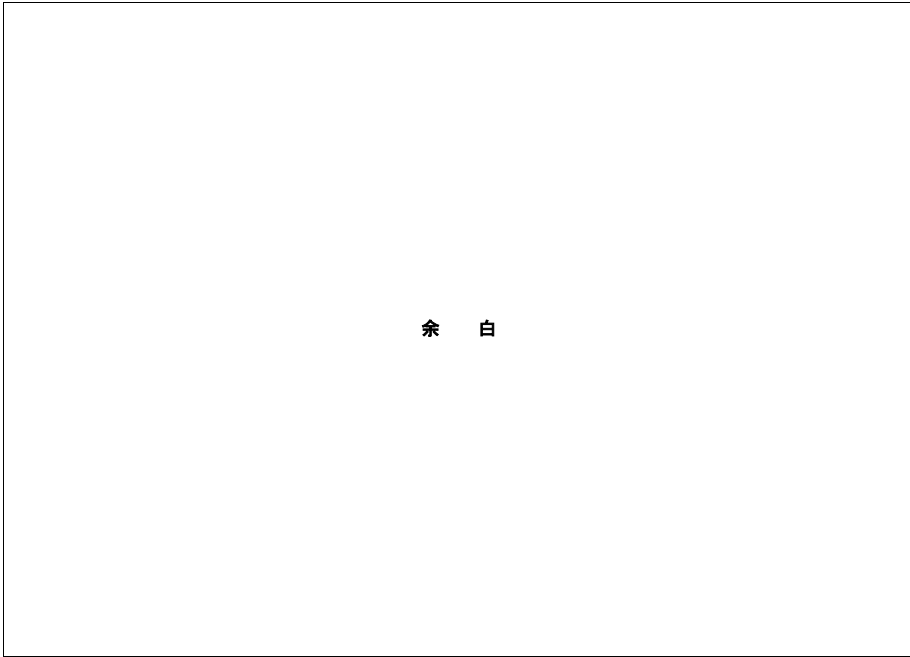
運転方式		通常運転		管理運転							
管理運転方式		全水量運転 ・ バイパス管循環運転 ・ 締切運転 ・ 機器単独運転									
燃料使用量 (ℓ)		計 (ℓ)		主エンジン (ℓ)		自家発エンジン (ℓ)		燃料給油量 (ℓ)		総運転排水量 (千m ³)	
潤滑油給油量 (ℓ)		計 (ℓ)		主エンジン (ℓ)		減速機 (ℓ)		その他 (ℓ)			
運転回数		1		2		3		4			
水位	内水位 (m)	→		→		→		→		計	アワーメータ等の読み (運転終了時)
	外水位 (m)	→		→		→		→			
機器名		時刻		時刻		時刻		時刻			
運 転 操 作	主ポンプ	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
	自家発電機	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
	除塵機	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
	吐出槽ゲート (開閉)	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
		No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
	吸水槽ゲート (開閉)	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:
No.		:	~	:	:	~	:	:	~	:	
No.		:	~	:	:	~	:	:	~	:	
ゲート (開閉)	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:	
	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:	
	No.	:	~	:	:	~	:	:	~	:	

様式5

故障記録表

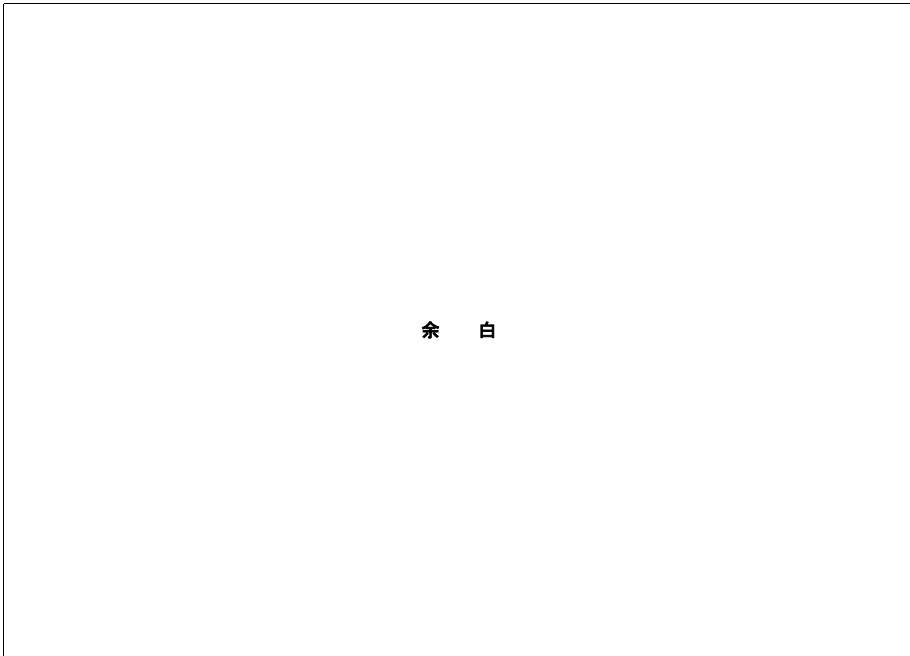
機場名 _____ 記録年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 記録者氏名 _____

故障発生 年月日時	故障発生まで の運転時間	修理完了 年月日
設備・箇所 故障発生	・故障設備名	・故障原因
	・故障状況	・対策内容
故障状況 (写真・図面)	故障原因・対策内容	改良要望事項等
	施工業者名	施工金額 (税込) 千円



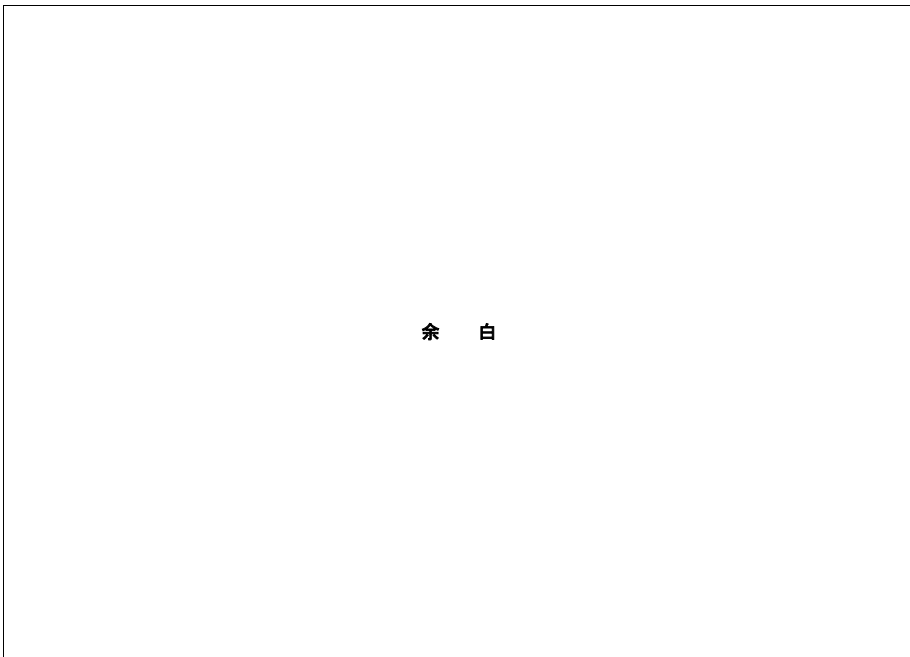
余 白

[写真番号] No.
[機場名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]



余 白

[写真番号] No.
[機場名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]



余 白

[写真番号] No.
[機場名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備・ゲート設備

施設名： 旧軽川 排水機場

点検月日： 令和 ○ 年 □ 月 △ 日

点検方法： 点検

【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートで網掛けの上、「致」と示されている。
- (3) 点検方法には、月点検(目視点検、管理運転点検)、年点検、運転時点検、臨時点検、定期整備があり、その内容は以下のとおりである。

【点検方法】

- (1) 月点検は、設備の管理運転により設備全体の機能、状態の把握を行う管理運転点検を原則とする。管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。また、管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。
- (2) 目視点検は、管理運転が出来ない範囲及び凍結対策を行った冬期間において、設備等の外観の異常や前回点検時以降の変化の有無について確認する。冬期間は、凍結、積雪による損傷がないか等の確認も行うものとする。
- (3) 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、機器の運転時に実施する点検項目は()書きで示しているが、管理運転ができない場合は月点検の目視点検項目を実施する。
- (4) 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。
- (5) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。
- (6) 定期整備は、機器の健全度評価結果や過去の実績等により実施時期を定めて行う手法による分解整備等の内容である。

【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。なお、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。なお、定期整備の点検項目は非表示としている。

1 監視操作制御設備
1-1 機側操作盤

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検				
機側操作盤	全般		動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。		
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
	盤面		発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆・汚れがないこと。		
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。		
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。		
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。		
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。		
			シーケンスチェック	-	E	D	-	-	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。		
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。		
			端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。		
			端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落、読取不良のないこと。		
	致	操作スイッチ	動作確認	-	H	(H)	H	-	動作不良、誤動作がないこと。		
			取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。		
	指示計		動作確認	-	E	E	E	-	零点及び指示計値が正常なこと。		
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。		
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。		
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。		
	運転時間計		指示状態	-	E	(E)	E	-	運転時間に正確に追従していること。		
			取付状態	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。		
	タイマ		動作確認	-	-	D	-	-	設定時間で正常に動作すること。		
設定値の確認			-	-	E	-	-	所定の設定値にセットされていること。			
変換器		電源電圧の確認	-	-	E	-	-	電源電圧に異常がないこと。			
		入力信号の確認	-	-	D	-	-	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
		出力信号の確認	-	-	D	-	-	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。			
特記事項	注1) 管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。 注2) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

1 監視操作制御設備
1-2 補助継電器盤

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検				
補助継電器盤(リレー型)	-	全般	動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	-	盤面	発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	-	E	D	-	-	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	-	盤内器具	機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	-	H	(H)	H	-	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
	-	指示計	動作確認	-	E	E	E	-	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	-	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	-	運転時間計	指示状態	-	E	(E)	E	-	運転時間に正確に追従していること。			
			取付状態	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	-	タイマ	動作確認	-	-	D	-	-	設定時間で正常に動作すること。			
設定値の確認			-	-	E	-	-	所定の設定値にセットされていること。				
-	補助継電器	取付状態、汚れ、変色	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。				
		動作状態	-	-	D	-	-	動作不良、誤動作、異音がないこと。			(シーケンスチェック)	

特記事項
注1) 管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。
注2) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

1 監視操作制御設備
1-3 計装盤

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検				
計装盤	全般		動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
	盤内		汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。			
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	-	-	E	E	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落、読取不良のないこと。			
	操作スイッチ		動作確認	-	H	(H)	H	-	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
	指示計		動作確認	-	E	E	E	-	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯	点灯状態	取付状態、汚れ	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
取付状態、汚れ			-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。				
保護装置			-	-	D	-	-	整定値での動作が正常なこと。				
保護装置	警報装置の異常	保護リレーの動作	-	-	D	-	-	緩みがないこと。破損がないこと。保護リレー、センサの動作で正常に動作すること。				
		警報装置の異常	-	E	E	-	-	緩みがないこと。破損がないこと。保護リレー、センサの動作で正常に動作すること。				
		避雷器	-	E	E	-	-	汚れがないこと。変色、変形、破損がないこと。漏れ電流を測定し、基準値以下であること。				
計装	監視用センサ類	開度センサの動作	-	E	(D)	-	-	開度センサの出力信号が機付開度指示計の指示値と一致していること。全閉から全開動作を行い、出力信号が開度に追従して変化すること。				
装盤	変換器、調節器	電源電圧の確認	-	-	E	-	-	規定値内であること。				
		入力信号の確認	-	-	D	-	-	センサからの信号が変換器へ正常に入力されていること。				
		出力信号の確認	-	-	D	-	-	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。				
		設定値の確認	-	-	D	-	-	出力信号確認時に、変換器・調節器の設定値で所定の信号を発信すること。				
特記事項	注1) 管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。 注2) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

2 主ポンプ設備
2-1 水中モータポンプ

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検		No.	No.	No.		
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。					
			発錆、汚れ	-	-	E	-	-	錆・汚れがないこと。					
			振動(振幅)	-	-	-	-	-	異常な振動がないこと。					
水中ポンプ本体	致	ケーシング	腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。					
			摩耗	-	-	E	-	-	異常な摩耗がないこと。					
			吊り金具	-	-	E	-	-	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。					
			ボルト・ナット	-	-	H	-	-	ボルト・ナットに緩みがないこと。					
		インペラ	腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。					
			摩耗	-	-	E	-	-	異常な摩耗がないこと。					
			欠損	-	-	E	-	-	異常な欠損がないこと。					
		メカニカルシール	油量、質	-	-	E	-	-	適正油量であり、劣化していないこと。					
			摩耗	-	-	-	-	-	機能を損なう摩耗がないこと。					
		電動機	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。					
			腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。					
			入力電流	-	M	(M)	M	-	定格電流値以内であること。					○
			電圧	-	M	(M)	M	-	定格電圧付近であること。					○
		軸受	油量、質	-	-	X	-	-	注油を行う。					
			摩耗	-	-	-	-	-	-					
		軸	腐食	-	-	-	-	-	異常な腐食がないこと。					
			摩耗(スリーブ)	-	-	-	-	-	異常な磨耗がないこと。					
		キャブタイヤケーブル	損傷、劣化	E	E	E	-	-	著しい損傷・劣化がないこと。					
			ケーブルホルダ	-	E	(E)	-	-	水漏れのないこと。 異常な劣化がないこと。					
致	サーマルプロテクタ	-	-	D	-	-	導通チェックし動作すること。							
	浸水検知器	-	-	D	-	-								
計装機器	計器類(圧力、水位他)	圧力計指示	-	-	(E)	E	-	通常に比べて異常な動作がないこと。						
		圧力計の零指針	E	E	E	-	-	指針は零を指していること。						
		水位計指示	E	E	E	E	-	指示が正常であること。						
特記事項	注) 管理運転では、動作時の入力電流値や異音などを確認する。													

2 主ポンプ設備
2-2 主配管・弁類ほか

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要	
				月点検 目視	年 管理 運轉	年 点 検	運 轉 時 点 検		臨 時 点 検	No.	No.			No.
電動式弁	致	全般	動作確認	-	D	-	D	-	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		弁箱	水抜き	A	-	A	-	-	完全に水が抜けていること。					(凍結対策)
			腐食	-	-	E	-	-	腐食、錆がないこと。					
			劣化	-	-	E	-	-	著しい劣化のないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		弁体	腐食	-	-	-	-	-	著しい腐食が発生していないこと。					
			劣化	-	-	-	-	-	著しい劣化のないこと。					
	塗装		-	-	-	-	-	塗装の劣化・剥離がないこと。						
	損傷		-	-	-	-	-	損傷のないこと。						
			水密ゴム	劣化	-	-	-	-	弁座部から異常な水漏れのないこと。					
			グランドパッキン	水漏れ	-	-	E	-	異常な水漏れがないこと。					
	致	減速機構及び弁軸	潤滑油量	-	-	E	-	-	規定量が給油されていること。					
			異常音	-	H	(S)	S	-	開閉動作中に異常音を発生しないこと。					
回転体の滑らかさ			-	H	H	H	-	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。						
	開度計	零指針	-	-	E	E	-	全閉時の指針の位置が0%開度を示していること。						
		作動	-	E	(E)	-	-	弁体の動きと指針の動きが一致していること。						
致	リミットスイッチ	作動	-	E	(E)	E	-	全閉、全開位置でリミットスイッチが正しく動作すること。						
	トルクスイッチ	作動	-	-	-	-	-	異常なトルクが掛らない限り動作しないこと。						
致	電動機	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	絶縁抵抗値が規定値以上であること。					(盤にて測定)	
		温度	-	H	(H)	-	-	異常な発熱がないこと。						
		入力電流	-	M	(M)	M	-	入力電流が規定値以内であること。						
		開閉時間	-	M	(M)	M	-	開閉時間が規定値以内であること。						

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要	
				月 目視	点 管理 運 転	年 点 検	運 転 時 点 検		臨 時 点 検	No.	No.			No.
逆止め弁	全般	動作確認	—	D	—	D	—	正常に動作すること。						
		異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。						
		塗装	—	—	E	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。						
	致	弁箱	水抜き	—	—	—	—	完全に水が抜けていること。					(凍結対策)	
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食が発生していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	著しい劣化のないこと。					
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。					
	弁体	腐食	—	—	—	—	—	著しい腐食が発生していないこと。						
		塗装・劣化	—	—	—	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。						
		損傷	—	—	—	—	—	損傷のないこと。						
	致	弁軸	腐食	—	—	—	—	—	著しい腐食が発生していないこと。					
			回転の滑らかさ	—	—	—	—	—	カジリ、摩耗がないこと。					
ダッシュボルト	油量(質)	—	—	E	—	—	指定の油面であること。 油漏れがないこと。							
リミットスイッチ	作動	—	E	(E)	E	—	全閉位置でリミットスイッチが正しく動作すること。							
主配管	全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。						
		塗装	—	—	E	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。						
	主配管	水抜き	A	—	A	—	—	配管内に水が溜まっていないこと。					(凍結対策)	
		腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食が発生していないこと。						
	漏れ	—	E	(E)	E	—	水漏れがないこと。							
	塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離および劣化がないこと。							
逆流防止弁	全般	動作確認	—	D	—	D	—	正常に動作すること。						
		異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。						
		塗装	—	—	E	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。						
	弁箱	腐食	—	—	E	—	—	腐食・錆のないこと。						
		塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離がないこと。						
	弁体	腐食	—	—	E	—	—	腐食・錆のないこと。						
		塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離がないこと。						
		損傷	—	—	E	—	—	損傷がないこと。						
	弁軸	腐食	—	—	E	—	—	腐食・錆のないこと。						
		回転の滑らかさ	—	—	—	—	—	カジリ、摩耗がないこと。						
吸水槽	吸水槽	土砂の堆積	—	—	M	—	—	土砂の堆積がポンプ運転に支障がないこと。						
特記事項														

4 系統機器設備
4-1 燃料系統(燃料タンク)

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	管理 運轉	年 点 検	運轉時 点 検				
全般		燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音のないこと。		
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。		
燃料貯油槽(燃料小出槽)	致	本体	ドレン抜き	-	-	A	-	-	水分が混入していないこと。		
			漏れ	E	E	E	E	-	漏れがないこと。		
			腐食	-	-	E	-	-	著しい腐食がないこと。		
			油量	E	E	E	E	-	油面計により確認し、異常に下がっていないこと。		
			内部清掃	-	-	-	-	-	-		
			塗装	-	-	E	-	-	腐食及び劣化がないこと。		
		油面計	取付部の緩み	-	-	H	-	-	緩みがないこと。		
			損傷	-	-	E	-	-	著しい損傷がないこと。		
			汚れ	-	-	-	-	-	-		
			指示状況	E	E	E	E	-	指示値が正常なこと。		
		配管・弁	漏れ	-	-	E	-	-	漏れがないこと。		
			腐食	-	-	E	-	-	著しい腐食がないこと。		
			劣化	-	-	E	-	-	著しい劣化がないこと。		
			塗装	-	-	E	-	-	腐食及び劣化がないこと。		
その他	防油堤	損傷	-	-	E	-	E	損傷がないこと。			
		滞水、滞油	-	-	E	-	-	滞油、滞水がないこと。			
		土砂の堆積	-	-	E	-	-	有害な堆積がないこと。			
	囲い、床、ためます、油分離槽	損傷、亀裂	-	-	E	-	E	損傷、亀裂がないこと。			
		滞水、滞油	-	-	E	-	-	滞油、滞水がないこと。			
		土砂の堆積	-	-	E	-	-	有害な堆積がないこと。			
	建築及び附属設備	屋根・壁・床・防火戸等損傷	-	-	E	-	E	損傷がないこと。			
		換気・排出設備の損傷、機能の適否	-	-	(E)	-	E	損傷がないこと。			
	特記事項	注1) 管理運轉前後には油量や漏れなどの確認を実施する 注2) 燃料貯油槽については日常量の記録を要する。 注3) 屋外・屋内タンクの点検整備は、上記点検項目のほか、法令に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録保存する。									

5 電源設備
5-1 自家発電設備(自家発電機盤)

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検		No.	No.	No.		
全般		自家発電機盤全般	動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化がないこと。					
自家発電機盤		盤面	発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆、汚れがないこと。					
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	ハンドル、蝶番、スツパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠、解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。					
	致	盤内	汚れ、異物、変色	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。					
			温度、湿度	-	-	(M)	-	-	盤内温度、湿度が基準値以下であること。					
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。					
	盤内器具	取付状態	-	-	E	E	E	盤内器具の取付、筐体に緩みがないこと。						
		配線状態	-	-	E	E	E	汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。加熱による変色がないこと。						
		端子 端子台の状態	-	-	E	-	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。加熱による変色がないこと。絶縁部の破損、変形がないこと。						
		端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落、読取不良のないこと。						
致	操作スイッチ	動作確認	-	H	(H)	H	-	動作不良、誤操作がないこと。						
		取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。						
	指示計	動作確認	-	E	E	E	-	零点及び指示計値が正常であること。					(2年毎調整)	
		取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。						
	表示器・表示灯	点灯状態	-	E	E	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。						
		取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付・接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。						
致	保護装置	保護リレーの動作	-	-	D	-	-	設定値での動作が正常であること。					(原則2年毎)	
		警報装置の異常	-	E	E	-	-	保護リレー、センサが正常に動作すること。						
		センサの動作	-	-	D	-	-	温度、圧力、速度、フロースイッチ等の保護センサが正常に動作すること。						

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月	年	運	臨		No.	No.	No.		
				目視	管理 運転	点 検	時 点 検						
自家発電機盤	致	遮断器	遮断器の汚れ、発錆	E	E	E	—	発錆、汚れがないこと。					
			碍子ひび割れ	E	E	E	—	ひび割れがないこと(外部)。					
			遮断器の油洩れ	E	E	E	—	油漏れがないこと(外部)。					(油入りの場合)
			接触子の接触面状態	—	—	E	—	真空式の場合は、閉路状態のワイブばね部のマークで判定する。気中又は油入式の場合は、接触面に荒れがないこと。					
			油量、油の汚れ	—	—	E	—	規定油量あること。油が変色していないこと。					(油入りの場合)
		遮断器	遮断動作速度	—	—	M	—	投入・開極時間及び三相不揃い時間を測定し、規定値以内のこと。					(2年毎測定)
			絶縁油耐圧	—	—	—	—	絶縁耐力が基準値以上のこと。					(油入りの場合)
			真空度	—	—	—	—	指定電圧印加時、漏れ電流が規定値以下であること。					(真空式の場合)
		配線・漏電用遮断器	開閉動作	—	—	(D)	—	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。					
		計器用変成器	発錆、汚れ	—	—	E	—	発錆、汚れがないこと。					
			過熱	—	H	H	—	加熱による変色がないこと。					
			異常音	—	S	(S)	—	異常音がないこと。					
		AVR	設定器・リレー等接触部の確認	—	—	(D)	—	接触部に異常がないこと。					
		全般	動作試験	—	D	(D)	—	管理運転を行い、渋滞・誤動作がないこと。電圧、周波数、電流、電力等の値が正常なこと。連動、単独操作を行い渋滞・誤動作がないこと。上記以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。					
特記事項	注)管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。												

5 電源設備
5-2 自家発電設備 (ディーゼル機関)

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検		No.	No.	No.		
全般		ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音のないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。					
機関本体	致	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	-	緩み、損傷がないこと。					
			水平度	-	-	-	-	-	運転に支障のないこと。					
		シリンダヘッド	ヘッドガスケットの劣化	-	-	-	-	-	劣化がないこと。					
			弁の摩耗バネのへたり	-	-	-	-	-	摩耗、へたりのないこと。					
			タペットの間隙	-	-	A	-	-	タペットの間隙(ピストン圧縮・TOPでチェック)。					
		クランク室	シリンダライナの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。					(連結棒本体、歯車、ピストンブッシュを含む)
			コンロッドメタルの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。					
			クランクシャフトの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。					
			クランクシャフトメタルの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。					
			ボルトの緩み	-	-	T	-	-	緩みがないこと。					
			カム軸の摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。					
			デフレクション	-	-	M	-	-	計測値がメーカーの規定値以内であること。				○	
		ピストン	ピストンの摩耗	-	-	-	-	-	異常な摩耗がないこと。					(ピストン、排気弁装置部、排気弁本体含む)
			ピストンリング摩耗	-	-	-	-	-	異常な摩耗がないこと。					
		调速機	調整	-	-	-	-	-	調整(ガバナバネ、速度設定ハンドル、軸受け、潤滑油、燃料ラック、駆動歯車を含む)					
潤滑油系統	内部潤滑油ポンプ	振動	-	H	(H)	H	-	異常な振動が発生していないこと。					(潤滑油系統含む)	
		作動	-	S	(S)	S	-	正常に作動すること。						
		配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。						
	機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	E	-	油量が適切であること。					(オイル交換、タンク内清掃は2年毎)	
		オイルパン内腐食	-	-	-	-	-	腐食していないこと。						
	潤滑油濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	異物がないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)	
		エレメント	-	-	-	-	-	異物がないこと。						
潤滑油	温度	-	M	(M)	M	-	異常な温度上昇がないこと。				○			
	圧力	-	M	(M)	M	-	圧力が正常であること。							
	性状分析	-	-	M	-	-	性状分析							

装置区分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要	
				月 目視	年 管理 目視	年 点 検	運 転 時 点 検		臨 時 点 検	No.	No.			No.
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	H	—	引っかかりがないこと。				（空気混入、タペット、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む）	
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。					
			プランジヤ・吐出し弁	—	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。					(油タメ付のみ、2年毎に交換)
			異物混入	—	—	E	—	—	異物がないこと。					
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	E	—	緩みがないこと。					
			噴射時期	—	—	M	—	—	噴射時期が適切であること。					
	燃料濾過器	内部清掃	内部清掃	—	—	C	—	—	水分、異物がないこと。				(水分チェック)	
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。					
			エレメント	—	—	E	—	—	異物がないこと。				(ペーパータイプは油交換時に交換)	
	致	燃料弁	噴霧テスト	—	—	A	—	—	噴霧テスト噴口（詰り、後タレチェック）					
			摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
		高圧管	管内エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。					
漏れ（亀裂）			—	E	(E)	E	E	漏れ（亀裂）がないこと。						
振動			—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。						
燃料供給ポンプ	摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。							
配管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。							
	漏れ	E	E	(E)	E	E	漏れがないこと。							
	振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。							
	ドレン量	—	—	E	—	—	ドレン排出							
電気始動系統	致	セルモータ	ブラシの状態	—	—	E	—	—	ブラシの状態確認					
			作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
	予熱栓	作動	—	E	(E)	—	—	正常に作動していること。				(付属の場合)		
		劣化	—	E	E	—	—	劣化していないこと。				(付属の場合)		
		電磁スイッチ	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。				(ケーブル、切替開閉器類、補助継電器類、制御電源、配線用遮断器含む)	
劣化	—		—	E	—	—	劣化していないこと。							
停止ソレノイド	作動	—	D	(D)	D	—	正常に作動していること。							
	劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。							
計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
	ゲージ類 (温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E	(E)	E	—	—	指示値が適切であること。					
		潤滑油温度計指示	—	E	(E)	E	—	—	指示値が適切であること。					
		排気温度計指示	—	E	(E)	E	—	—	指示値が適切であること。			(バラツキチェック)		
		潤滑油圧力計指示	—	E	(E)	E	—	—	零点及び指示値が適切であること。					
		回転計指示	—	E	(E)	E	—	—	指示値が適切であること。			(変動値チェック)		

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要	
				月 目視	点 管理 目視	年 点 管理 目視	運 時 点 管理 目視		臨 時 点 管理 目視	No.	No.			No.
消音器	致	消音器	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	—	漏れがないこと。				
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	—	ドレン排出				
排気管	致	排気管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	—	漏れがないこと。				
			排気口の閉塞	—	—	E	—	—	—	閉塞していないこと。				
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	E	—	水量が減っていないこと。					
			漏れ	—	E	E	E	—	—	漏れがないこと。				
			キャップ耐圧	—	E	(E)	E	—	—	キャップが閉まっていること。				(圧力キャップの場合)
			劣化	—	—	E	—	—	—	劣化していないこと。				
			ホース劣化	—	—	H	—	—	—	劣化していないこと。				
			ファンベルト	E	E	E	—	—	—	傷、緩みがないこと。				
		空気冷却器	腐食、劣化	—	—	—	—	—	—	腐食、劣化していないこと。				
		ドレン	—	E	(E)	E	—	—	ドレン排出					
運転状況		運転状況	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。					
			排気色	—	E	(E)	E	—	—	排気色の確認				
			ミストの状況	—	E	(E)	E	—	—	ミスト量の確認				
			給気管ドレン抜き	—	A	(A)	A	—	—	ドレン状況の確認				
			給気圧力	—	M	(M)	M	—	—	給気圧力に異常のないこと。				
			過給機停止所要時間	—	—	(M)	—	—	—	過給機停止所要時間計測				
			燃料消費量	—	—	—	—	—	—	燃料消費量が規定値以下であること。				
			各気筒排気温度	—	M	(M)	M	—	—	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。				○
			排気温度	—	M	(M)	M	—	—	異常な温度上昇がないこと。				
			発熱	—	—	(H)	H	—	—	異常な発熱がないこと(軸受部、クランクケース等)。				
			ラック目盛	—	E	(E)	E	—	—	指示値が正常であること。				(全シリンダ)
			回転速度	—	M	(M)	M	—	—	規定値付近であること。				
			始動時間	—	M	(M)	M	—	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
			停止時間	—	M	(M)	M	—	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異なること。				
			保護回路による機関の停止確認		断水	断水	—	—	D	—	—	点検、テスト調整		
冷却水温	—	—				D	—	—	点検、テスト調整					
潤滑油圧	—	—				D	—	—	点検、テスト調整					
過速度	—	—				D	—	—	点検、テスト調整				(単独運転にて)	
運転後の確認		クランクケース内軸受	—	—	H	H	—	異常な発熱がないこと。						
特記事項	注1) 管理運転では、動作時に振動、異音、油漏れ、センサ類の動作などを確認する。 注2) 管理運転前後には油量や配管漏れなどの確認を実施する。 注3) 不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理は1年毎。 注4) 高温変色している場合は火傷に注意すること。													

5 電源設備
5-3 自家発電設備(発電機)

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要			
				月目視	年管理運転	年点検	年運転時点検	臨時点検		No.	No.	No.					
全般		発電機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。								
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音のないこと。								
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。								
致		発電機本体	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					(盤にて測定)			
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。								
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音がないこと。								
			固定子劣化	-	-	-	-	-	汚れ、破損がないこと。								
			回転子劣化	-	-	-	-	-	汚れ、破損がないこと。								
			通風装置	-	-	-	-	-	汚れ、破損がないこと。								
			フレーム・ブラケット各部の変形、錆の有無	E	E	E	-	-	著しい変形や腐食がないこと。								
			カップリング・基礎締付ボルトの緩み	-	-	H	-	-	緩みがないこと。								
			保護カバー通風口の状態	E	E	E	-	-	変形や目詰まりがないこと。								
			塵埃、油等の付着の有無	E	E	E	-	-	著しい汚れがないこと。								
			絶縁診断	-	-	-	-	-	基準値以下に低下していないこと。					(3Kv以上の発電機)			
			発電機		センサ類	温度スイッチ	-	-	D	-	-	温度上昇に応じ動作が正常なこと。					
						温度計等付属品の取付状態	-	-	E	-	-	緩みがないこと。					
軸受	温度	-			H	(M)	-	-	異常な温度上昇がないこと。								
	振動(速度)	-			M	(M)	-	-	異常な振動がないこと。					○			
	油量	E			E	E	-	-	指定の油面であること。油漏れがないこと。								
	摩耗	-			-	-	-	-	規定寸法以上に摩耗していないこと。								
ブラシ	摩耗	E	E	E	-	-	規定寸法以上に摩耗していないこと。										
	押しバネの状態	-	-	H	-	-	正常に動作すること。										
	火花の状況	-	E	E	-	-	火花の発生がないこと。										
スリップリング	摩耗	E	E	E	-	-	集電環が規定寸法以上、荒損していないこと。										
	荒れ	E	E	E	-	-	著しい荒れがないこと。										
	汚れ	E	E	C	-	-	著しい汚れがないこと。										
端子	口出線の劣化、汚れ、損傷の有無	-	-	E	-	-	著しい汚れや損傷がないこと。										
	端子箱・保護カバーの取付状態	-	-	H	-	-	緩みがないこと。										
	接続部・ケーブルヘッド絶縁処理の状態	-	-	E	-	-	著しい汚れや損傷がないこと。										
運転状況	運転状況	電圧	-	M	(M)	-	-	定格電圧付近であること。									
	電流	-	M	(M)	-	-	定格電流値以内であること。										
特記事項	注1) 管理運転では、動作時に異音、電流値、ブラシの火花の状態、温度、振動などを確認する。 注2) 管理運転前後には油量、ブラシの摩耗量などの確認を実施する。																

5 電源設備
5-4 受変電設備(低圧受変電)

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

注) 年点検は本業務の対象外とする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検				
全般		受電設備全般	動作確認	-	D	∅	D	-	正常に動作すること。		
			異常、損傷	E	E	∅	E	E	異常及び損傷がないこと。		
			塗装	-	-	∅	-	-	塗装の剥離や劣化がないこと。		
受電部		引込柱	汚れ、ひび割れ	-	-	∅	-	-	汚れ、ひび割れがないこと。		
			傾斜	-	-	∅	-	-	傾斜がないこと。		
			腕金発錆、変形、腐食	-	-	∅	-	-	発錆、変形、腐食がないこと。		
			碍子の汚れ、ひび割れ	-	-	∅	-	-	汚れ、ひび割れがないこと。		
			玉碍子の破損	-	-	∅	-	-	破損がないこと。		
			支持クリップの脱落	-	-	∅	-	-	脱落がないこと。		
			支持の緩み	-	-	H	-	-	緩みがないこと。		
		電線・支持物	電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	-	-	∅	-	-	離隔が保たれていること。		
			標識・保護柵の状況	-	-	∅	-	-	異常がないこと。		
			支線グリップの脱落	-	-	∅	-	-	脱落がないこと。		
			電柱・腕木・碍子・支線、保護柵等の損傷、腐食	-	-	∅	-	-	損傷、腐食がないこと。		
			電線の碍子捕縛状況	-	-	∅	-	-	異常がないこと。		
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。		
致		ケーブル	露出部の腐食、亀裂、絶縁抵抗	-	-	∅	-	-	腐食、亀裂、損傷がないこと。		
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。		
配電設備	致	低圧配電盤(共通)	盤面の状態	-	-	∅	-	-	異常がないこと。		
			扉の開閉施錠	-	-	H	-	H	異常がないこと。		
			メータの零点	-	-	∅	E	-	零点にズレがないこと。		
			表示灯点灯状態	E	E	∅	E	E	異常がないこと。		
			計器・切換開閉器	E	E	∅	-	-	異常がないこと。		
			操作機構	-	D	∅	-	-	異常がないこと。		
			機器取付状態、配線状態	-	-	∅	E	-	異常がないこと。		
			主回路導体の状態	E	E	∅	-	-	異常がないこと。		
			配線端子符号の脱落	-	-	∅	-	-	脱落がないこと。		
			ケーブル端子の状態	-	-	∅	-	-	異常がないこと。		
			警報装置の異常	-	-	∅	-	-	異常がないこと。		
			接続部	-	-	H	-	-	緩みがないこと。		
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。		
			接地抵抗	-	-	M	-	-	規定値以内であること。		
			保護継電器の動作	-	-	∅	-	-	動作に異常がないこと。		
計器校正	-	-	∅	-	-	零点、指示値が正しいこと。					
特記事項	注1) 管理運転前後には取付状態、汚損などの確認を実施する。 注2) 管理運転前後には油量、部材の変形などの確認を実施する。										

5 電源設備
5-5 直流電源設備

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。
注) 年点検は本業務の対象外とする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検					
全般	直流電源設備全般		動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化がないこと。				
直流電源設備	致	盤面	発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆、汚れがないこと。				
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	異常がないこと。				
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。				
			温度、湿度	-	-	(M)	-	-	温度、湿度が正常であること。				
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。				
			接地抵抗	-	-	M	-	-	規定値以内であること。				
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	-	異常がないこと。				
			端子・端子台の状態	-	-	E	-	-	異常がないこと。				
			端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落がないこと。				
		操作スイッチ	動作確認	-	H	(M)	H	-	動作に異常がないこと。				
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
		指示計	動作確認	-	E	E	E	-	零点及び指示に異常がないこと。				
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。				
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付状態が正常で、汚れがないこと。				
		致	保護装置	保護リレーの動作	-	-	D	-	-	動作に異常がないこと。			
				警報装置の異常	-	E	E	-	-	異常がないこと。			
				センサの動作チェック	-	-	D	-	-	動作に異常がないこと。			
			蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	-	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。			
				均等充電	-	A	A	-	-	充電電圧値が正常であること。			(点検後、均等充電実施)
支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	-			-	E	-	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。					
端子電圧	-			M	M	-	-	基準値であること。			(代表電池にて)		
充電装置ヒューズ	-			E	E	-	-	異常がないこと。					
部屋床面の腐食、損傷	-			-	E	-	-	腐食、損傷がないこと。					
充電装置の動作	-	-	D	-	-	動作に異常がないこと。							
特記事項													

6 除塵設備
6-1 除塵機、操作制御盤

機器名: _____

機種形式: _____

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要	
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検		臨時点検	No.	No.			No.
全般		除塵機設備全般	動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。					
スクリーン	致	スクリーン	塗装	E	E	E	-	-	はがれ、割れ、ふくれがないこと。					
			腐食	E	E	E	-	-	支障となる腐食がないこと。					
			変形、損傷	E	E	E	E	E	支障となる変形、損傷がないこと。					
除塵機	致	全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音のないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。					
		減速機	潤滑油量	E	E	E	-	-	適正な油量であること。					
			油漏れ	E	E	E	-	-	油漏れがないこと。					
			軸受温度	-	H	(H)	H	-	異常な発熱がないこと。					
			振動(速度)	-	H	(H)	H	-	異常な振動がないこと。					
		電動機	フレーム温度	-	H	(H)	H	-	異常な発熱がないこと。					
			軸受温度	-	H	(H)	H	-	異常な発熱がないこと。					
			振動(速度)	-	H	(M)	H	-	異常な振動がないこと。					
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。					
			電流値	-	M	(M)	M	-	定格電流値以下であること。					
		巻上ワイヤ	摩擦	-	-	E	-	-	異常な摩擦がないこと。					
			損傷	-	-	E	-	E	支障となる損傷がないこと。					
除塵機	致	リミットスイッチ	作動	-	E	(D)	-	-	確実に作動すること。					
		集中給油装置	グリース	E	E	E	-	-	グリース量は適正であること。劣化がないこと。					
			作動	-	E	(E)	-	-	作動に問題がないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	-	-	漏れがないこと。					
ワイパー	作動	-	E	(E)	-	-	正常に作動すること。							
除塵機	致	フレーム	腐食、損傷	E	E	E	E	E	支障となる腐食、損傷がないこと。					
		その他構造材	腐食、損傷	E	E	E	E	E	支障となる腐食、損傷がないこと。					
操作制御設備	致	機側操作盤	単独の作動確認	-	D	(D)	-	-	機側単独操作により動作すること。					
			動作表示の確認	-	E	(E)	-	-	動作表示灯が点灯していること。					
			故障表示の確認	E	E	E	-	-	故障表示灯が点灯していること。					
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	-	-	M	-	-	規定値以下であること。					
			タイマの動作確認	-	E	E	-	-	設定値で動作すること。					
			タイマの設定値	-	-	E	-	-	規定値と相違ないこと。					
特記事項	注1) 管理運転前後には取付状態、汚損などの確認を実施する。 注2) 管理運転前後には油量、部材の変形などの確認を実施する。													

7 付属設備
7-1 建築設備等

機器名:

機種形式:

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検				
換気設備		全般	外観	E	E	E	-	E	損傷、異常			
		換気ファン	振動(速度)	-	-	H	-	-	異常な振動がないこと。			
			温度	-	-	H	-	-	異常な温度上昇がないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。			(盤にて測定)
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。			
		換気扇	運転状況	-	-	E	-	-	異常音がないこと。各部取付ボルト等のゆるみ、脱落等の異常がないこと。始動・運転が円滑であること。			
ダクト類	ダクト、ダンパ等	-	-	E	-	-	損傷、異常					
給排水設備		全般	外観	E	E	E	-	E	損傷、異常			
			衛生器具	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			配管類	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			ルーフドレン	-	-	E	-	-	損傷、異常			
照明設備		全般	外観	E	E	E	-	E	損傷、異常			
			点灯状況	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			開閉器、点滅器、照明器具、コンセント等の損傷、過熱	-	-	E	-	-	錆、熱による変形がないこと。緩み、発熱等がないこと。配線に亀裂がないこと。			
			器具固定部緩み	-	-	H	-	-	緩み、ぐらつきがないこと。			
			電線被覆の損傷	-	-	E	-	-	亀裂がないこと。			
			配線箇所の湿気、塵埃	-	-	E	-	-	汚れ、発錆がないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以上であること。			(盤にて測定)
消火設備		全般	外観	E	E	E	-	E	損傷、異常			
			消火器	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			屋内消火栓設備	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			火災警報設備	-	-	E	-	-	損傷、異常			
施設全般		建築構造物	外観	E	E	E	-	E	外壁、屋根、内壁、天井などの異常			
			ドア、シャッター	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			窓	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			排気口、給気口	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			階段、タラップ等	-	-	E	-	-	損傷、異常			
			外構(敷地内)	-	-	E	-	-	門、フェンス、外壁、侵入路などの損傷、異常			
			水路、吐水槽	-	-	E	-	-	汚れ、土砂・ゴミの発生状況			
	樋門ゲート室、管理橋	-	-	E	-	-	損傷、異常					

注) 施設全般の点検項目のうち屋外での点検は、積雪期には行わないものとする。

特記事項

7 付属設備
7-2 天井クレーン

機器名:

機種形式: 手動式床上操作式

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注)Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				月点検 目視	年点検 管理 運転	年点検 点検	運転時 点検					臨時 点検
天井クレーン		走行部	走行レール	E	E	E	E	E	走行レールの状態			
				E	E	E	E	-	車止め及びストップの状態			
		E		E	E	E	-	走行範囲の障害物の有無				
		駆動部	走行車輪の状態	E	E	E	E	-				
				D	D	D	D	-	走行の運転状態			
		横行部	横行レール	E	E	E	E	E	横行レールの状態			
				E	E	E	E	-	車止め及びストップの状態			
		E		E	E	E	-	横行範囲の障害物の有無				
		駆動部	横行車輪の状態	E	E	E	E	-				
				D	D	D	D	-	横行の運転状態			
		巻上装置部	ワイヤロープ	E	E	E	E	-	素線の断線の有無			
				E	E	E	E	-	摩耗、腐食、型くずれ等の有無			
				E	E	E	E	-	キンクの有無			
				E	E	E	E	-	ロープエンド等の異常			
				E	E	E	E	-	油塗布の状態			
			フックブロック	E	E	E	E	-	フックの回転状態			
				E	E	E	E	-	シープ、シープ溝等の状態			
				E	E	E	E	-	フックナットの回り止めの状態			
			フック	E	E	E	E	-	亀裂、変形、摩耗、腐食の有無			
				E	E	E	E	-	はずれ止めの状態			
駆動部	巻上、巻下の運転状態	D	D	D	D	-						
給脂	ギヤ部、軸受等	E	E	E	E	-	歯車、ギアケースの給油・塗油状態					
鋼構造物	サドル、クラブ	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無					
	ランウェイ、手摺等	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無					
	ガーター	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無					
表示	各表示の確認	E	E	E	E	-						

特記事項

注1) クレーンの点検、整備は、法令に基づき行うものとする。
 注2) 設備の仕様・用途に応じて年・月点検、臨時点検を実施し、結果を記録保存すること。
 注3) 年点検は、手動式、電動式を問わず、該当する項目の点検を行う。
 注4) クレーンを使用する場合、作業前点検を行うこと。

8 ゲート設備
8-2 ラック式スライドゲート

機器名: 流出ゲート

機種形式: 手動ラック方式スライドゲート

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検				
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	-	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
		外観	損傷、変形、腐食	E	E	E	E	E	損傷、変形、腐食がないこと。			
		塗装	損傷、劣化	E	E	E	-	-	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			
扉体	致	構造全体	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。			
			片吊り	-	-	M	-	-	異常な傾き(片吊り)がないこと。			
		スキンプレート、桁類	変形	-	-	E	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			板厚の減少	-	-	-	-	-	測定結果により判定のこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
		溶接部の割れ	-	-	-	E	-	割れがないこと。				
		ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	-	-	E,H	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
			損傷、腐食(孔食)	-	E	E	-	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			
支承部	致	摺動板	摩耗	-	-	E	-	-	摩耗がないこと。			
			損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
			摺動状態	-	D	D	-	-	運転時に異常なく開閉すること。			
吊り金物	致	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
水密部		水密ゴム	変形	-	E	E	-	-	変形がないこと。			
			損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	-	-	劣化がないこと。			
			漏水	-	E	E	-	-	機能に支障がないこと。			
		ゴム押え板	変形	-	E	E	-	-	変形がないこと。			
			損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
取外し戸当り	致	・主レール ・補助レール	変形	-	E	E	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	-	-	E	割れがないこと。			
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			
			損傷、腐食(孔食)	-	-	E	-	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			
埋設部	致	戸当り(底部)、(側部)、(上部)	変形	-	-	E	-	-	変形がないこと。			
			損傷、腐食(孔食)	E	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	-	-	-	割れがないこと。			
		コンクリート部	コンクリートの損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
コンクリートの漏水	-		-	E	-	-	機能に支障がないこと。					
開閉装置		手動装置	作動状態	-	D	D	D	-	円滑に開閉操作ができること。			
		開度計	開度表示板	-	-	E	-	-	視認に支障がないこと。			

特記事項
注1) 管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。
注2) 年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。
注3) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

8 ゲート設備
8-4 油圧ユニット付自動開閉ゲート

機器名: 自然流下ゲート(樋門ゲート)

機種形式: 自動開閉ゲート

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検目視	年管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検				
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	-	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。			
			塗装	損傷、劣化	E	E	E	-	-	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。		
扉体		構造全体	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。			
			片上がり	-	-	E	-	-	左右開度に異常な差がないこと。			
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E,H	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
損傷	-		E	E	-	E	損傷がないこと。					
腐食(孔食)	-		-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。					
水密部		水密ゴム	変形	-	E	E	-	-	変形がないこと。			
			損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	-	-	劣化がないこと。			
		ゴム押え板	漏水	-	E	E	E	-	機能に支障がないこと。			
変形	-		E	E	-	-	変形がないこと。					
		損傷	損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
			損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
支承部		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E,H	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
			損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
埋設部	致	戸当り(底部、側部)	変形	-	-	E	-	-	変形がないこと。			
			損傷、腐食(孔食)	-	-	E	-	E	損傷がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	-	-	-	割れがないこと。			
		コンクリート部	コンクリートの損傷	-	E	E	-	E	損傷、漏水がないこと。			
油圧シリンダ	致	ピストンロッド	スティックスリップ、ヒビ等 の異常音、振動	-	-	S,H	-	-	異常音、異常振動がないこと。			
			すべり面の損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
			ロッド部の発錆、変形	-	E	E	-	-	発錆がないこと。目視で曲がりが生じていないこと。			
		配管接続部	ロッドパッキン部の油漏れ	-	E	E	E	E	油漏れがないこと。			
			ボルト・ナットの緩み、脱落	-	-	E,H	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
			油漏れ	-	E	E	E	E	油漏れがないこと。			
		軸受部	給油状態	-	E	E	-	-	古い油が排出されていること。			
			ボルト・ナットの緩み、脱落	-	-	E,H	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
			回転状態	-	-	S	-	-	異常音がないこと。			
			損傷	-	E	E	E	E	損傷がないこと。			
		バランスウェイト	損傷、腐食、変形がないこと。	-	E	E	E	E	損傷、腐食、変形がないこと。			

装置区分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				目視	管理 運転	年 点 検	運 転 時 点 検					臨 時 点 検
油圧ユニット	油圧ユニット の内外面	内外面の汚れ	—	E	E	E	—	水滴、ほこりの付着がないこと。				
		塗装の状態	—	E	E	—	—	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。				
		銘板類の損傷	—	—	E	—	—	脱落、汚損がないこと。				
	致 油タンク	油圧ユニット設置床面	—	E	E	E	E	油溜りや油が滴下した形跡がないこと。				
		油タンク上面	—	E	E	—	E	油溜りがないこと。				
		油圧機器、配管	—	E	E	—	E	油が垂れていないこと。				
		油面	—	E	E	E	E	油面計に印された正常な範囲にあること。				
		水抜き	—	—	E	—	—	油中に水分が混入していないこと。				
		油温	—	M	M	E	—	通常の閉閉運転による作動油の温度上昇が規定値以下であること。				
	圧力計	内部の結露	—	E	E	—	—	圧力計の内部に水滴の付着やくもりを生じていないこと。				
		指針の振れ	—	—	E	—	—	運転中圧力計の針が激しく振れないこと。零点表示の確認。				
		ポンプ圧力計	—	E	E	E	—	油圧ポンプにより正常にリリーバルブ設定圧力を指示すること。				
		油圧シリンダ開側、閉側圧力計	—	—	E	—	—	ゲート閉閉運転時、開側、閉側圧力が従来の運転時に比較し、大きく変動しないこと。				
	油タンク付属品	取付部油漏れ	—	E	E	—	E	油面計取付部、ドレンバルブ、マンホール蓋取付部からの油漏れがないこと。				
		サクシオンフィルタ	—	—	W	—	—	フィルタにごみつまり、発錆等がなく、清浄であること。				
		手動ポンプの動作状況	—	—	D	—	—	振動、異音がないこと。所定圧力に達すること。油漏れがないこと。取付け部に異常ないこと。開閉動作が正常であること。		(定格圧力7Mpa)		
		油タンク内の清掃状態	—	—	E	—	—	油タンク内面及びタンク内取付品には、発錆や付着物がなく清浄な状態にあること。				
	架台のアンカ ボルト	ゆるみ	—	—	E,H	—	E	ねじのゆるみなどがなくないこと。		(Hの方法は打診)		
		損傷、曲がり	—	E	H	—	E	き裂、割れ等の損傷などがなくないこと。				
		コンクリート部の損傷	—	E	E	—	E	ひび、割れのないこと。				
架台の梁、 桁	曲り	—	E	E	—	—	曲りなど変形がないこと。					
	損傷	—	E	E	—	E	き裂、割れ等の損傷がないこと。					
油圧配管	致 配管部	管継手部の漏油	—	E	E	E	E	ウェスで清掃して、新たに油がにじみ出ないこと。				
		管溶接部の割れ	—	E	E	E	E	割れがないこと。				
		配管	—	E	E	E	E	漏れ、変形、亀裂がないこと。				
		管汚れ	—	E	E	—	—	管の汚れがないこと。				
		塗装	—	E	E	—	—	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。				
		高圧ホース等	—	E,H	E,H	—	—	表面劣化(割れなど)のないこと。継手部に漏油のないこと。				
		バルブ不具合	—	—	D	—	—	ハンドルの回転などが正常であること。				
	配管ピット	ケーブル、配管の損傷	—	—	E	—	—	漏れ等が確認されないこと。		(油圧ユニット～油圧シリンダ)		
		U型トラフ	—	—	E	—	—	破損、き裂、割れ等がないこと。				
現場操作盤	キャビネット	設備全般 外観、清掃状態	E	E	E	—	E	損傷がないこと。				
		点検窓、表示ランプ、ヒューズ類	E	E	E	—	E	異常ないこと。				
		開度表示盤の計測器・指示値	—	E	E	—	E	実際の開度と指示値が合致していること。				
		開度表示盤の蓄電池	—	—	A	—	—	端子の汚れ、緩み、充電電圧値が正常であること。				
		ソーラーパネル	E	E	E	—	E	汚れ、損傷がないこと。				
特記事項	注1) 管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2) 年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。 注3) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

排水機場操作報告書

報告年月日 令和 年 月 日
報告者氏名

令和 年 月 日～令和 年 月 日の洪水時における排水機場の操作について、別紙運転日誌等を添え、次のとおり報告いたします。

排水機場名		排水樋門名	
ゲート操作開始日時	月 日 時 分	ゲート操作終了日時	月 日 時 分
排水機場運転日時	月 日 時 分	運転開始水位（内水）	
運転中最大水位日時	月 日 時 分	運転中最大水位（内水）	
運転停止日時	月 日 時 分	運転停止水位（内水）	
天候		運転時間累計	時間 分
浸水状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
排水機場操作のために出動した人員	・ 設備機械工 ～ 名 ・ 普通作業員 ～ 名		
関係機関との連絡内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

作業日報

排水機場名

排水機場

決裁区分	係	係	長	係	種	災害待機
						災害運転
						定期点検
					別	特別整備

令和 年 月 日

天候及び気象状況

業務内容	状況及び原因

報告時間	報告内容

操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									

操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									

使用物	品名	数量	用途
品及油			
び脂			
量			

工種	氏名	勤務時間	時間数		備考
			昼間	夜間	
設備機械工		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
普通作業員		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	

※昼間：6：00～20：00 夜間：20：00～6：00

備考

報告者氏名 _____

排水機場点検整備・操作業務（ 月分） 完了・請求内訳書									
工 種	実 施 内 訳							単価番号	備 考
	数 量	単 位	単 価		金 額				
	(延べ時間数)			円	円	円	円		
普通作業員（昼間）		時間	1 時間		円		円	1	
普通作業員（夜間）		時間	1 時間		円		円	2	
土木一般世話役（昼間）		時間	1 時間		円		円	3	
土木一般世話役（夜間）		時間	1 時間		円		円	4	
設備機械工（昼間）		時間	1 時間		円		円	5	
設備機械工（夜間）		時間	1 時間		円		円	6	
普通トラック運転費（4 t, 昼間）		時間	1 時間		円		円	7	
普通トラック運転費（4 t, 夜間）		時間	1 時間		円		円	8	
普通トラック運転費（11 t, 昼間）		時間	1 時間		円		円	9	
普通トラック運転費（11 t, 夜間）		時間	1 時間		円		円	10	
ラフテレーンクレーン運転費（25 t 昼間）		時間	1 時間		円		円	11	
ラフテレーンクレーン運転費（25 t 夜間）		時間	1 時間		円		円	12	
バックホウ運転費（昼間）		時間	1 時間		円		円	13	
バックホウ運転費（夜間）		時間	1 時間		円		円	14	
点 検 整 備			1 式				円		
小 計							円		
消 費 税(10%)							円		
合 計							円		

注1) 数量の算出は、1ヶ月の間に実施した各工種の延べ時間数とする。ただし、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
注2) 昼間とは午前6時～午後8時までとし、夜間は午後8時～午前6時までとする。
※ この様式は、必要に応じて適宜変更可能なものとする。